

青梅市情報公開・個人情報保護審査会議事概要（第４５号事件）

1 日 時 令和４年１１月１６日（水）１０時００分から１１時３０分
まで

2 場 所 青梅市役所４階４０３会議室

3 出席者

[委 員]

伊東 健次（会長） 遅参（審査請求人の口頭意見陳述から出席）

飛弾 直文（会長職務代理者） 会長到着まで会長職務を代理

橋本 基弘

齊藤 和弥

[審査請求人]

●●●●

[実施機関説明員]

総務部長

谷合 一秀

文書法制課長

茂木 正

文書法制課情報公開文書係長

大西 宏幸

[事務局]

総務部長

谷合 一秀（口頭説明後退席）

文書法制課長

茂木 正（口頭説明後退席）

文書法制課情報公開文書係長

大西 宏幸（口頭説明後退席）

文書法制課法制担当主査

陶山 晶平

文書法制課法制担当主査

横山 竜太

文書法制課法制担当主査

古山 貴教

4 議事内容（要旨）

第４５号事件「保有個人情報削除請求不承認決定処分にかかる審査請求」について、実施機関の口頭説明および審査請求人の口頭意見陳述を受け、それぞれ質疑を行った。

(1) 実施機関の口頭説明

ア 保有個人情報の削除の請求は、実施機関が青梅市個人情報保護条例（平成９年条例第３０号。以下「条例」という。）第６条第１項も

しくは第2項に規定する制限を超え、または同条第3項の規定によらないで、自己の個人情報を収集したと認めるときにすることができるとされている（条例第19条第1項）。

イ 審査請求人が削除を求めている保有個人情報は、審査請求人と実施機関の担当者との窓口における再審議申立書の受付対応を記述したものであるが、本件対象情報の内容は、窓口における来庁者からの相談等に対応するという目的の範囲内で記載したものであるから、条例第6条第1項に規定する収集の制限を超えたものではない。

また、本件対象情報の内容は、条例第2条第4号に規定する本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実に関するものではないし、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして青梅市個人情報保護条例施行規則（平成10年規則第5号）第2条の2で定める記述等が含まれる個人情報にも該当しないから、条例第6条第2項に規定する要配慮個人情報に該当するものではない。

さらに、本件対象情報の内容は、審査請求人との相談等の内容および窓口の状況を記載したものであるから、条例第6条第3項の規定により本人から収集した個人情報である。

ウ 以上の理由により、本件削除請求にかかる保有個人情報は、条例第19条第1項の規定に照らし、削除請求の対象に当たるものではないから、本件処分は適法かつ妥当なものであり、「本件審査請求を棄却すべきである。」との答申を求めるものである。

(2) 実施機関の口頭説明に対する質疑応答

（質疑）類似事案である令和3年12月20日付け答申との関係はどのように考えればよいか。対象情報の関係と、何がどのように変わっているのか伺いたい。

（回答）昨年は訂正請求の事案で、文書処理カードに記載された内容に事実の誤りがあると審査請求人が主張したものであり、事実の誤りがあるか否かが争点であった。今回の削除請求は、対象情報は同じ文書処理カードに記載された内容であるが、実施機関がそ

の情報を入手した手続に条例違反があると審査請求人が主張しており、この点が昨年との違いである。

（質疑）通常、窓口における来庁者からの相談等に対応するという目的の範囲内というのは、どういうものなのか。事実経緯、担当者の感想等を文書処理カードに記載するということはよくあることなのか。

（回答）市においては、電話、窓口等で様々な相談や要望を受けており、その内容を適切に処理するために、必要事項を記入して書面において組織としてその内容または今後の処理方針等について組織としての共有化を行っている。今回の窓口での対応も、実際に対応した職員がその場の状況を記載したものである。

（質疑）担当者の対応した内容という事実と、説明をしたが理解を得られなかったという、この文書処理カードの記載は、感想なのか、それとも事実経過なのか。

（回答）今回のケースは、職員の対応の事実関係、経過を記載したものと認識している。

（質疑）文書処理カードを作成する目的は何か。

（回答）文書処理カードの「処理案または指示事項」欄で今回の記述をしているが、上司へ報告をする中で、当然、必要な指示事項があればここに追記をする場合もあるし、今後の事務処理の進め方について、組織としての意思決定をしているものになる。

（質疑）文書処理カードの作成というのは、個人情報の収集に当たるか。今回のような来庁者の対応を記録したというときには、正に要配慮個人情報の収集に当たると思う。そうすると、そういうことを記録すること自体、審議会の承認とか法律や条例の根拠がなければならないということだが、本件については、個人情報の作成ではあるかもしれないが、収集には当たらないのではないか。

（回答）さきほどの口頭説明で申し上げたとおり、今回の対象情報については、要配慮個人情報という認識はしていない。

なお、要配慮個人情報の取得については、法令等に定めがある、あるいは審議会に諮問し、適正である旨の答申を得た場合に限定されるものである。市役所の窓口での相談の中で、相談者が自発

的に自らの信条や信念といった要配慮個人情報述べられたことについて、結果的に市がその情報を収集してしまうことについては、過去に審議会に諮問し、結果的にそのような要配慮個人情報取得してしまうケースもありうるため、それは構わないという答申を得ているところである。

(3) 審査請求人の口頭意見陳述

ア 弁明書に本件処分が妥当であることの理由が書いてある。これを要約すると、条例第6条第1項については、本件対象情報の内容は、窓口における来庁者からの相談等に対応するという目的の範囲内で記載したものであるから、同項に規定する収集の制限を超えたものではない、としている。私は違うと思う。同項は、実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的（以下「取扱目的」という。）を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で行わなければならないとしている。

①弁明書では、窓口の相談の中で目的の範囲内で記載したとあるが、取扱目的が不明瞭であり、必要不可欠なものか何も示されていない。

②収集の仕方であり、昨年 of 訂正請求にかかる審査請求で、同じ事案がある。「窓口で対応した担当者が現場の状況を踏まえ、審査請求人の言動等を評価の上記載したもの」であると明確に述べているが、担当者が相談者の言動を評価して記載したとされているが、これが適法かつ公正な手段かどうか疑問である。文書処理カードというのはどういうものか。青梅市公文書管理規程において、文書処理カードは、決裁文書という位置付けである。しかしながら、文書処理カードにはそういうことは全然書いておらず、公文書管理の点からも離脱した取扱いをしていると思う。青梅市事案決定規程の中には、仮に決裁権者が部長とか副市長であっても、異例に属する事項については決裁してはならないという規定がある。それを部長決裁して終わらせた場合は、あくまで青梅市の事務処理上からも非常に適切でない。

イ 言動等を評価の上記載したものとされる「理解を得られていない」という記載は、条例第6条第2項に規定する要配慮個人情報に該当するものであると考える。要配慮事項についていろいろと条文をみ

ても、条例第2条第4号では、「本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市規則で定める記述等が含まれる個人情報という。」と書いてある。正にこの扱いは私に対する不当な差別だと考えている。

思想信条という中には、物事に対する意見、見解等も入るのではないか。要配慮個人情報ではないとしているのはおかしい。当然そういう面で本人に対する不当な差別であって、思想信条の中にも入ると思うから、私は不当であり、条例第6条第2項にも反すると思っている。

ウ 条例第6条第3項のことだが、個人情報の収集に関して、弁明書は、窓口の状況を記載したものであるから、同項の規定により本人から収集した個人情報であるとしている。しかしながら、本人が収集されていること、何の目的でどのように収集するのか、無断で収集されているから本人はわからないということは、条例第6条第3項に違反するのではないか。

エ 青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会には執行権がない。執行権がない審議会の会長に再審議申立てがあっても、執行権がある市長が受けたということになる。事務局は当然市の部局がやっているが、なぜあえて審議会事務局として受理としたのか。適法かつ公正な手段で行われていないため、不承認決定を棄却するべきであるとの答申を求めるものである。

(4) 委員による協議

ア 結論的には棄却で問題ない。

イ 文書処理カードに記載された事項として、どの部分が事実なのか、どの部分が評価なのかというのは、なかなか難しいと思う。職員は、文書処理カードを書くときにどこまで書けばいいのか、かえって萎縮してほとんど書かなくなってしまうなどが考えられる。

ウ 去年の審査会では、実施機関は、文書処理カードには個人的な感想は書くべきではないと指導しているとの説明があった。

エ 文書処理カードを書くときは、どこまでどういう風な表現に気を

付けないといけないかについて、ルール化が必要である。新規採用職員が書いても同じような内容が書けるように、その辺りの徹底をしてほしい。

(5) 審査結果

審査請求人の保有個人情報削除請求にかかる保有個人情報は、条例第19条第1項に照らし、削除請求の対象に当たるものではなく、本件審査請求に理由がない。よって本件審査請求は棄却とするのが妥当である。